

— 武道における心身の相関を繙くための一試論 — 『兵法家伝書』における「身」の記述の分析から—

加藤 純一*

A Study of the Relationship between the Mind and Body in Martial Arts: Based on an Analysis of the Description of the “Body” of the *Book of Heiho-Kadensho*

Junichi KATO

要旨 本稿では、柳生新陰流の継承者である柳生宗矩が著した『兵法家伝書』における「身」についての考察を行った。同書にみる「身」は、防御としての身、名称としての身、自分の「こと」としての身、体の一部位としての身、心を包含した身、その他の6つに区分けすることができた。さらに、それらの意図する内容を詳細に検討した結果、柳生宗矩が把握する「身」とは、身体、軀幹、心身といった言葉に収斂されるという結論に至った。

キーワード：身 身体 心身 軀幹 柳生新陰流

1. はじめに

体育史の権威であり武道史にも造詣の深かった今村嘉雄氏はかつて、『柳生一族』¹⁾のなかで柳生新陰流の心法論と技法論の関係について次のようなことを述べている。

心法論といっても技法論とはっきり分けられるものではない。技術は心の表現であるから、分けて考えること自体無理である。(196頁)

およそ、この今村氏の見解は未だに武道界では支持されているといえる。心技一体、心技不岐などの言葉が表すように、不可分である心と技との両の修練により理想の境地へと誘われる。但し、両を同時に修練の目的にするかといえば、そうで

はない。今村氏は次のようにも述べる。

要は初心、無明の状態からきびしい修行の稽古と思索の積み重ねによって、何事をなすにも自由無碍に行動できる、不動智、本心、平常心を体得することを眼目とし、あらゆる技法がこの一心を目標とし、この一心から一切の技法や行動が行われねばならないと説いている。(196頁)

一心とは即ち不動智であり本心であり平常心であり、そういった心を習得することで「何事をなすにも自由無碍に行動できる」ようになり、その境地に至った時に「一切の技法や行動」が行われるようになるという、この心→技という順序もまた、武道界ではよく知られているところである。

ところで、柳生新陰流におけるこの技法より心法を優位とする構造は、身体を置き去りにした心

* かとう じゅんいち 文教大学教育学部学校教育課程体育専修

的表現の開陳により、身をどのように処すべきかといった、本来であれば「心の置き所」でもある身体（あるいは身）がお座なりにされて語られることが多いように思える。これはまた、技法を秘事として隠匿する構造をも秘めているため、後世において心と対置する身体を論ずる時にかんがりの障壁ともなっている。武道における身体とは如何様に捉えるべきなのか。このことを念頭に置き、本稿ではこの身体のあり方、心に対する位置づけについて考察することにした。対象は筆者が長年研究を進めてきている柳生新陰流であり、それはまた、今村氏の論考の元となった流派でもある。使用するテキストは江戸柳生宗家である柳生宗矩が著した『兵法家伝書』とした。

以前、筆者は『柳生新陰流の研究』⁴⁾のなかで、「截相の場という特殊な時空間が前提」として存在する場合に「心は重層的に捉えられる」ことを指摘した(410頁)。しかし、その時点で心の重層性に伴う身体の処し方までは論が及ばず、「立相における身作り」として述べるにとどめた(219-244頁)。今回は、今一度テキストを「身体」という観点から読み込み、柳生新陰流における身体とはどのように捉えられるのかを明確にすることを本稿の目的とした。

なお、テキストの表記では「身」が使われている関係で、以下特別な場合を除き、身体を「身」と表記していくことを断っておく。

2. 『兵法家伝書』とその構成

『兵法家伝書』は江戸柳生初代柳生宗矩が寛永9(1632)年に著したもので、宮本武蔵『五輪書』と並び近世の二大兵法思想書と称されている。渡辺氏は、その校注書『兵法家伝書』⁷⁾において、現在、兵法家伝書は4系統が確認されると述べている(163-168頁)。それは次の通りである。

①江戸柳生家本

江戸柳生家に伝わる謂わば原本。

②小城鍋島家本(現在、天理大学図書館所蔵)

1646年、肥前小城の藩主、鍋島紀伊守元茂に柳生宗矩が授与したもの¹⁾。1655年に元茂の子である加賀守直能が原本の破損をおそれて同寸の副本を作成(現在、筑波大学図書館所蔵)

③鹿島鍋島家本

鍋島元茂の父、鍋島信濃守勝茂の懇願により同家に伝えられたもので、柳生十兵衛三蔵の裏印がある。

④細川家本

1637年、肥後熊本藩主細川越中守忠利に伝授されたもの。今村嘉雄編「日本武道体系」にその一部が複製収録。

なお、本稿で使用したテキストは、江戸柳生家本を基にした渡辺一郎氏校注の『兵法家伝書』である。

ところで、この『兵法家伝書』は「進履橋」「殺人刀 上」「活人剣 下」「無刀之巻」の四部から構成されている。その各巻の詳細については拙著『兵法家伝書に学ぶ』⁵⁾が詳しいので、ここではそれを参考に表-1としてまとめておくことにする(22頁)。

3. 『兵法家伝書』に見られる「身」

大野一英氏が『こころの兵法』³⁾と題して柳生新陰流の流儀性を述べているように、柳生新陰流といえは心法論が展開されていることでも有名である。しかし、その心から展開される種々の技を為す主体は身体であり、この身体抜きにして技法を語ることはできない。つまり、心と身体とは車の両輪であり、そのいずれかを欠いても兵法として成立しない。

ここでテキストを鳥瞰すると、身体に纏わる言葉として「身」「体」「躰」が用いられていることがわかる。このうち、「体」は「大体を云ふ也」(進履橋)という用例が、また「躰」では「四は太躰也」(活人剣 下)や「物の躰用の時、用とよむべし」(無刀之巻)などとあり、これらは身体としての意として用いられていないことがわか

る。そこで、本稿では残る「身」について取り上げ、考察を進めていくことにする。すると以下ようになる（表-2参照、表中の番号は表-1の各番号と対応）。

さて、四巻に点在する「身」という表記を抽出

表-1

進履橋	<ul style="list-style-type: none"> ① 三学 ② 三学に就き、又五ヶの習 ③ 三学円太刀 ④ 九箇 ⑤ 天狗抄 ⑥ 奥義太刀 ⑦ 策を幃幄の中に運らして、勝つことを千里の外に決す ⑧ 廿七箇条截相 ⑨ 「進履橋」の由来
殺人刀上	<ul style="list-style-type: none"> ① 序論 ② 大学は初学の門也 ③ 氣と志との事 ④ 表裏の事 ⑤ 機前 ⑥ 懸待二字子細の事 ⑦ 三ヶ心持の事 ⑧ 色に就き色に随ふ ⑨ 二目遣の事 ⑩ 打にうたれよ、うたれて勝つ心持の事 ⑪ 拍子の事 ⑫ 師匠と立相ひての習 1 ⑬ 師匠と立相ひての習 2 ⑭ 風水の音をきく事 ⑮ 病氣の事 ⑯ 平常心の事 ⑰ 無心の事 ⑱ 放心心を具せよ
活人剣下	<ul style="list-style-type: none"> ① 手字種利劍 ② 有無の拍子 ③ 水月 ④ 神妙劍の事 ⑤ 病氣を去る ⑥ 指目の目付 ⑦ あゆみの事 ⑧ 一理の事 ⑨ 敵身方両一尺の事 ⑩ 是極一刀の事 ⑪ 四観の事 ⑫ 下作の事 ⑬ 心をかへす事 ⑭ 捧心への階梯 ⑮ 本心・妄心
無刀之卷	<ul style="list-style-type: none"> ① 無刀 ② 大機大用 ③ 転処実能く幽なり ④ 是非裏に薦取せよ ⑤ 後文

表-2

進履橋	
①	身構え
②	身を一重になすべきこと さきの膝に身をもたせ、あとの膝をのばすべき事
⑤	明身

殺人刀 上	
①	はじめよりわが身の為にして 身をはたす事
②	身がまへ 身手足に所作はありて心になくなり
⑥	身と太刀とに懸待の道理ある事 身をばてきにちかくふりかけて懸になし
	身手足にて敵の先をおびき出して
	身足は懸に太刀は待也
	心と身とに懸待ある事
	心をば待に、身をば懸にすべし
	身を懸にして、敵に先をさせて勝つべき也
	心を懸に、身を待にとも心得る也
	身と云ふは、即ち太刀を持つ手と心得ればすむ也
	身の位 梅檀の心持の事
	右の二ヶ条は太刀の上と身がまえなり
	身をひとへになす事
	右、以上五ヶ条は、身にある、太刀にあり
10	身にあたらぬつもりを、とくと合点しておどろかず
12	敵身方両三寸の事 身の早速ぬすみこむ事 敵の身へちかくよる時に 敵の身へちかづきて、うたせて却而勝つなり
13	かゝり候時懸待ある事 身を懸に、太刀を待
14	心身足をば懸に、手をば待にする事簡要也
14	身手足いそがはしきはあしゝ
18	身口意（みとくちとこゝろと） 身口意の三業を浄めず

武道における心身の相関を繙くための一試論

活人剣 下	
①	身がまへ、太刀がまへ 敵のかまへに百様ありとも、わが身に百様あり共
②	敵の太刀我身にあたらぬと云ふつもりありて
③	神妙剣の事 付 座の心懸身に取り足にとる事 我身に神妙懸とさす所あり わが身にありては、神妙剣の剣の字を剣の字に書いてしるべし 又敵の身にありては、剣の字を見の字に書いて心得べし 人の神も、身をさきても、是ぞ神とて目には見えねども
⑩	敵身方画一尺の事
10	手利剣、水月、神妙剣、病氣、身手足、此五也
11	水月、神妙剣、病氣、身手足、此四の分別 我身のはたらき 敵をうつとおもふて、我身をうたすべし 身をうきやかに持つべし 足ぶみも、身のあてがひも神妙剣の座にはづれぬ様にすべし 目に見て、その次に身手足にて見るべし 身手足にて見るとは、敵の神妙剣にわが身手足のはづれぬ様にするを 鏡には身のかげをやどす物也 心がうつれば、身が神妙剣の座へうつる也 心がゆけば、身がゆくなり 心に身はしたがふ物也 わが身をかげのごとくに神妙剣の座へうつせと云ふ心に 心がゆけば身がゆく程に 鏡にかけのうつるごとく、場へ身をうつすべし
12	下作に、かねて心をやらねば、身がゆかぬ也 場にては水月、身には神妙剣也 いづれも身手足をうつす心持は同じ事也
13	わがうつた所に心をとゞめず、心を我身へひとつとれと云儀也
14	一心は此身の主人にて、よろづのわざをする事、皆心にあり 人の身にありては人の身のあるじ 此身によく、此心が座敷、位を得て、在所にすはりぬれば さとりたらば、一切のするわざ云ふ事、その身のおこなひ、すぐなるべし すぐなる心にかなふごときに身の進退動静する事は成り難き事なれども 此心まつすぐにして身手足にかなはざればならざるわざなり 平生のわが身の進退は、道にかなはざれども

無刀之卷	
①	身にあたる時は、あたる分別あり
	無刀は、刀のわが身にあたらざる程にてはとる事ならぬ也
	太刀のわが身にあたる座にて取る也
	敵の身ちかくよりて、きるゝ程にあらずは成間敷也
	敵の刀はわが身より外へゆきこして
	いづれにしても、身によりそはずば、とられまじき也
	身構、太刀構、場の位、遠近
	身の内に、いづくをおくといひ、いづくを口也と定むる事なし

「進履橋」では4,「殺人刀 上」では27,「活人剣 下」では35,「無刀之卷」では7箇所に「身」に関する表記が見られた。

ところで、表-2に見られる「身」に関する表記の内容を詳細に検討すると、これらは次の7つに分類することができる。

- 1) 防御としての「身」
- 2) 体としての「身」
- 3) 名称 (固有名詞)
- 4) 自分の「こと」としての「身」
- 5) 体の一部位としての「身」
- 6) 心を包含した身体
- 7) その他

以下、それぞれの項目について考察を行うことにする。

1) 防御としての「身」

ここに含まれる表記は次の通りである。

- ・身構え
- ・身がまへ
- ・身の位 梅檀の心持の事
- ・右の二ヶ条は太刀の上と身がまえなり
- ・身がまへ、太刀がまへ
- ・敵のかまへに百様ありとも、わが身に百様あり共
- ・身構、太刀構、場の位、遠近

ここでは、相手に対して構えるための身、所謂

「身構え」としての身体として把捉することができる。

ところで、「進履橋」は次のように始まる。

進履橋

○新陰流兵法の書

○三学

- 一 身構
- 一 手足
- 一 太刀

右の三个を以て、初学の門として、是より学び入るべし。

初学者が最初に学ぶ「こと」の1つ、それは手や足の働きであり、刀を手にしての操刀法であり、相手に対する身構えであり、これらから学び始めよとあるこの文章から、「身構」とは身体を動かす、あるいは操るための技法として位置づけられていることが窺える。

先に引用した文章は、次のように続く。長くなるが厭わず記すことにする。

○三学に就き、又五ヶの習

- 一 身を一重になすべき事
- 一 敵の拳を我肩にくらぶべき事
- 一 我拳を楯につくべき事
- 一 左の腕を延ばすべき事
- 一 さきの膝に身をもたせ、あとの膝をのばすべ

き事

右

○三学の初手 是はかまへ也。

初手を車輪と云ふ。是は太刀の構也。(後略)

「五ヶの習」に関しては拙著『兵法家伝書』で詳述しているので、ここではその内容には踏み込まない(43-54頁)。ここで注目すべきは、ここにある五ヶ条が「太刀の構」であるとしているところである。「身を一重にすべき」あるいは「敵の拳を我肩にくらぶべき」といった太刀を持って相手に対して「構え」たときの形を示している。これより類推すれば、この『兵法家伝書』には示されていないが、先の「手足」や「身構」といったものも形として存在していた、身を処すための形が存在していたと考えられる。つまり、柳生新陰流では「太刀構え」とは敢えて分けられた「身構え」があったと考えられるのである。

なお、「右の二ヶ条は太刀の上と身がまえなり」について補足しておく。この「二ヶ条」とは「遠近の拍子」と「身の位 梅檀の心持の事」を指す。したがって、「太刀の上」のこととして「遠近の拍子」が、「身がまえ」として「身の位」である「梅檀の心持の事」があることになる。ここを素直に読むと、「身がまえ」として「梅檀の心持の事」ⁱⁱ⁾があるとなる。ただし、柳生三蔵の解説に従うなら、ここでの「身がまえ」は防御としてではなく、心構えや目付に近いもので、その意からすると「身の位」が相当するとも考えられる。ここでは「身がまえ」という表記にしたがって分類した結果、この「防御としての身」に割り振りを行った。

2) 体としての「身」

ここに含まれる表記は次の通りである。

- ・身を一重になすべきこと
- ・さきの膝に身をもたせあとの膝をのばすべき事
- ・身と太刀とに懸待の道理ある事
- ・身をばてきにちかくふりかけて懸になし

- ・心と身とに懸待ある事
- ・心をば待に、身をば懸にすべし
- ・身を懸にして、敵に先をさせて勝つべき也
- ・心は懸に、身は待と云ふ也
- ・身をひとへになす事
- ・右、以上五ヶ条は、身にあり、太刀にあり
- ・身にあらぬつもりを、とくと合点しておどろかず
- ・身の早速ぬすみこむ事
- ・かゝり候時懸待ある事 身を懸に、太刀を待
- ・敵の太刀我身にあらぬと云ふつもりありて
- ・鏡には身のかげをやどす物也
- ・心がうつれば、身が神妙剣の座へうつる也
- ・心がゆけば、身がゆくなり
- ・心に身はしたがふ物也
- ・わが身のかげのごとくに神妙剣の座へうつせと云ふ心に
- ・心がゆけば身がゆく程に
- ・鏡にかげのうつるごとく、場へ身をうつすべし
- ・下作に、かねて心をやらねば、身がゆかぬ也
- ・場にては水月、身には神妙剣也
- ・すぐなる心になふごときに身の進退動静する事は成り難き事なれども
- ・敵の刀はわが身より外へゆきこして
- ・身にあたる時は、あたる分別あり
- ・無刀は、刀のわが身にあらざる程にてはとる事ならぬ也
- ・太刀のわが身にあたる座にて取る也

この項目に属す「身」は、例えば「心と身とに懸待ある事」や「心は懸に、身は待と云ふ也」に見られるように、「心」と対比された「身」、二項対立的に存在する身体であることがわかる。したがって、ここにおける「身」には「心」が含まれない、心身二元論的身体として認識される。これは、「心」によって客体化された「身」とも捉えられる。事例のなかで、「身を一重になすべきこと」や「身を懸にして、敵に先をさせて勝つべき也」あるいは「敵の太刀我身にあらぬと云ふつ

もありて」「心がゆけば、身がゆくなり」などは、我が身を操る何かがあり、その何かによって身体がコントロールされる姿を読み取ることができる。つまり、我が身を一重にさせる何かがある、我が身を懸にさせ敵に先を働かせようとする何かがある、敵の太刀に我が身が当たらない間合いを知る何かがある、心が行けば我が身を行くことを知る何かがある、ということになる。すると、この何かとは何かと問われればそれは「心」、あるいはその上位に位置する「神」ⁱⁱⁱ⁾であり、それらによって客体化された「身」が「心」あるいは「神」の下位に位置し、機能していると読み解くことができる。このように見ると、ここでの「身」は「心」に従属する位置にあり、見方を変えれば「心」があつての「身」ということになる。

3) 名称 (固有名詞)

ここに含まれる表記は次の一つだけである。

・明身

「明身」とは「天狗抄」という型^{iv)}のなかの一つの太刀の名称である。柳生新陰流の型を論じるのは容易なことではない。目録伝授はされながらも被伝授者が微妙に太刀名等を変えていたり、さらには伝授者自身が目録作成の段階で変更させているからである^{v)}。詳細は『柳生新陰流の研究』に譲るとして(321-397頁)、ここでは『兵法家伝書』に記載されている型について触れておく。

四巻の内の一つ「進履橋」は型目録の形式をとる。ここには「三学」「九箇」「天狗抄」「右の他太刀数六」「三九廿七ヶの截相」の五つの型が挙げられている。この内、「明身」があるのは前述のように「天狗抄」である。

この「明身」について、慶長六(1601)年に宗矩の父である柳生宗厳が竹田七良に授けた「新陰流兵法目録事」にある「天狗抄」の「風眼房」(風眼房は明身の隠語)の解説^{vi)}をみると次のようにある。参考までに記しておく。

乗太刀とは、たがいにあやを取、打太刀より切かけ候を、遣太刀うきにてのるを、打太刀よりまきすて引候を、詰て、うでを切留る。口伝。

4) 自分の「こと」としての「身」

ここに含まれる表記は次の通りである。

- ・はじめよりわが身の為にして
- ・身をはたす事

最初の一文「はじめよりわが身の為にして」は、次のような文章のなかにある。

君にちかき者は、五人或は十人にしてすくなし。とをき者は多し。多き者、君をうらみて心をはなすべし。すくなくして近き者は、はじめよりわが身の為にして、君をおもひ奉らざるによりて、人の君をうらみ奉るさまにつかふまつるなれば、とある時は、をのれさきに君に心をはなすべし。

「君主の傍にいる者は五人あるいは十人と数は少なく、遠巻きにしてみている者は大勢である。その大勢の者は、(些細なことで)君主を恨むようになり心が離れていく。数少ない近親者も、はじめから保身に走り君主を第一に思っているわけではないので、人民が君主を恨むようなことが起これば、そのような時はまず先に君主から心を離していくものである」と読めるこの一文での「わが身」とは、身体的な意味合いではなく、「自分のこと」「自分の立場」「自分の地位」などと訳されることがわかる。

また、続く「身をはたす事」は、次のような文章のなかにみられる。

機を見ざれば、あるまじき座に永く居て、故なきとがをかふゞり、人の機を見ずして物を云ひ、口論をしいだして、身をはたす事、皆機を見ると見ざるとにかゝれり。

「機を見ないと、居てはならない座に長居をして理由もなく非難されたり、人の機を見ずに物を言うことで口論に発展して身を滅ぼしたりと、これらはみな、機を見ると見ないとに拠るのである」と読めるこの一文もまた、前述の「わが身」同様に「自分の立場」「自分の地位」等に訳され、身体的な意味として捉えることはできない。したがって、ここでの「身」は身体的な意味合いとしてではなく、地位や立場としての己のこととして理解することができる。

5) 体の一部位としての「身」

ここに含まれる表記は次の通りである。

- ・身手足に所作はありて心になくなり
- ・身手足にて敵の先をおびき出して
- ・身足は懸に太刀は待也
- ・心身足をば懸に、手をば待にする事簡要也
- ・身手足いそがはしきはあし、
- ・神妙劍の事 付 座の心懸身に取り足にとる事
- ・手利劍，水月，神妙劍，病氣，身手足，此五也
- ・水月，神妙劍，病氣，身手足，此四の分別
- ・身手足は 一、敵のはたらきを見る
- ・足ぶみも，身のあてがひも神妙劍の座にはづれぬ様にすべし
- ・目に見て，その次に身手足にて見るべし
- ・身手足にて見るとは，敵の神妙劍にわが身手足のはづれぬ様にするを
- ・いづれも身手足をうつす心持は同じ事也
- ・此心まつすぐにして身手足にかなはざればならざるわざなり

ここでは、「身手足」や「身手足」など、「身」を手や足と同列に表記していることがわかる。つまり、体躯としての「身」ということになる。

ところで、「身手足に所作はありて心になくなり」とは、心で何かをしようと考えなくても、「身手足」が自ずとそれを所作としてしまうことを意味している。つまり、この場合の「身手足」とは、心が関与していない身体の各部位というこ

とになる。また、「此心まつすぐにして身手足にかなはざればならざるわざなり」とは、兵法における心とは邪なものであってはならず、相手に向かっていく「身手足」に叶う心でなければならない、という意味で、この場合も心と隔たれた「身手足」となる。一方で、「心身足をば懸に、手をば待にする事簡要也」とは、心と身と足を懸にして、太刀を持つ手は待にすることが大事である、の意である。一般的には、懸待という二項対立下に心身を置く場合には、心を懸とするなら身は待に、心を待とするなら身は懸にという形になるが、ここでは心と身と足は攻め立てて勢いをなしても、太刀はじっと控え置けという太刀を持つ手とその他の身体（この場合には心も含む）という区分で論じられている。

以上のようにみえてくると、先ずここでの「身」には心が含まれず、さらには手や足といった身体各部位と同様の「身」という存在、軀幹^(vi)としての「身」があり、これらが「心」と相待的に置かれていることが窺える。

6) 心を包含した身体

ここに含まれる表記は次のようなものがある。

- ・敵の身へちかくよる時に
- ・敵の身へちかづきて，うたせて却而勝つなり
- ・我身に神妙懸とさす所あり
- ・わが身にありては，神妙劍の劍の字を劍の字に書いてしるべし
- ・又敵の身にありては，劍の字を見の字に書いて心得べし
- ・神妙劍は，身の内の座取也
- ・我身のはたらき
- ・敵をうつとおもふて，我身をうたすべし
- ・身をうきやかに持つべし
- ・わがうつた所に心をとゞめず，心を我身へひつとれと云儀也
- ・一心は此身の主人にて，よろづのわざをする事，皆心にあり
- ・人の身にありては人の身のあるじ

- ・此身によく、此心が座敷、位を得て、在所にすはりぬれば
- ・さとりたれば、一切のするわざ云ふ事、その身のおこなひ、すぐなるべし
- ・平生のわが身の進退は、道にかなはざれども
- ・敵の身ちかくよりて、きらるゝ程にあらずは成間敷也
- ・いづれにしても、身によりそはずば、とられまじき也
- ・身の内に、いづくをおくといひ、いづくを口也と定むる事なし

ここでの表記には、「わが身」「我身」「身の内」「此身」「敵の身」「その身」「人の身」といったものが挙げられる。これらは、上述の2)で見てきたような「心」と対比的に捉えられる「身」ではなく、「心」をも包含した「身」と捉えるべきであろう。それは例えば、「心を我身へひとつとれと云儀也」や「一心は此身の主人にて」「此身によく、此心が座敷、位を得て、在所にすはりぬれば」にみられるように、我が身には既に「心の置き所」^{vi)}としての場所があり、そこに「心」を据えることで「身」は機能的に働くとする心身観を窺うことができる。

ただし、これをもってして心身の一元論的把握と見做すには早急と言わざるを得ない。むしろ、「身」とその「身」に内在する「心」とは可分的であり、これを如何にして一如とするかが問われているとみるべきで、その意からすれば、ここにおいても心身は二元論的に把握されているとしないなければならない。

7) その他

ここに含まれる表記には次のようなものがある。

- ・敵身方両三寸の事

柳生三厳著『月之抄』では「敵味方両三寸之事」とあることから、ここでの「身方」とは味方

の意と介してよからう。したがって、ここでの「身」は「我が身」の意を包含した表記として留めておくことにする。

4. おわりに

本稿を、特に第3項の『兵法家伝書』に見られる「身」を今一度鳥瞰すると、柳生宗矩が把握する「身」とは、身体、軀幹、心身といった言葉に収斂されるのではないかといった思いに至る。ここでは『兵法家伝書』を振り返りながら、宗矩が抱く「身」についてまとめてみたい。

「身」を論じるにはやはり「心」と対比させる構図がとられる。「水月」の項にある「心がゆけば身がゆく程に」や「下作に、かねて心をやらねば、身がゆかぬ也」などは、「心」が「身」を操ることで「身」も安定するような、心を上位に位置付け「身」を支配する形がとられる。このある種の二項対立的な構図は「氣と志の事」の項にある「内にかまへて、おもひつめたる心を志と云ふ也。内に志有りて、外にはするを氣と云ふ也」や「志は主人也、氣はめしつかふ者也」に近い。「心」のある特殊な形である志と氣との間には主従関係があり、志によって氣は使われる。「下作にとくととりしめて、氣を急々懸々にすべからず。志をもつて氣を引とめ、氣に志をひきずられぬ様にしてしづまる事、簡要也」と、ここでもまた、「下作」という心の置き場所が示され、ここに志をしっかりと置くことで、外に発せられた氣に引き摺られることなく、しっかりと支配できるとする。

その意からすると、宗矩の氣とは「身」として把握されるものであり、踏み込んで言えば身体的な氣と言えなくもない。心と氣とは主従関係の如くに不可分である。「身」も心なくしてはいないわけであるから不可分とされる。しかし、敢えて心と対比的に置くことで「身」を働かせようとする。ここに、「心」と対置する身体としての「身」を読み取ることができよう。

一方で、心身としての「身」も宗矩は重視す

る。それは「下作」にあるいは「神妙剣の座」に心が置かれた状態の「身」である。宗矩は「捧心の心持の事」において、「此身によく、此心が座敷、位を得て、在所にすはりぬれば、よろづの道自由也」と述べる。心が本来座るべき処に座れば、すべてのことは自由にできるとする、この心が座った状態もまた、心身としての「身」と解することができる。すると、柳生宗矩の謂わんとする「心身一如」とは心と身体とが一つになるとする意ではなく、身体の然るべき処に「心」が座った、置かれた状態にある「身」を意味していると把握される。それがどのような状態なのかは、別稿に譲ることとする。

さて、最後は躯幹としての「身」である。今日の剣道における打突に対して、「手で打つな足で打て、足で打つな腰で打て」という格言がある。手で竹刀を持ち、その竹刀で相手を打突するわけであるが、その際に手打ちを戒め、足を使って、腰を使って打つことを説くものである。宗矩の表現する「身手足」や「身手足」もこの表現と根底は同じで、身と足と手とを分けて「身」を捉えている。本論の考察においても論じたが、宗矩は「風水の音をきく事」において「立あふてからは、心身足をば懸に、手をば待にする事簡要也」と述べていた。懸待という二項対立を用いながら、相手と立ち合ってから、心と身と足は懸に、太刀を持った手は待にして控えることが肝要であるとするこの一文では、身と心とを分け、更には身と手・足をも分ける。つまり躯幹としての「身」は手足とは分けられて存在し、当然の如くそこに「心」は関与しない。

この躯幹としての「身」は、「心」のあり方を説くには重要な役割があるものと考えられる。宗矩は「捧心の心持の事」において「わが本心をさとり得て、其本心にわがなすわざのかなふ人は床しき事也」と述べる。この意味は、芸事にはその芸事なりの道理というものがあつて、その道理を極めれば（本心を悟れば）その道理（本心）に自らがなす技はすべて叶うものであるとなる。これを踏ま

えて宗矩は「此心まつすぐにして身手足にかなはざればならざるわざなり」と、道理にかなわなければ（心がまつすぐでなければ）身手足もまた道理（まつすぐな心）にかなわないものであると述べる。つまり、身・足・手はまつすぐな心（道理を極めた心）に従っていくということになる。

さて、先の格言には続きがある。正確には次のようである。

手で打つな足で打て、足で打つな腰で打て、腰で打つな心で打て

「心」を上位とした際の「身」のあり方は、単に身体を細分化していくことで明確になるわけではない。躯幹としての「身」の処し方はやはりあるべきはずである。それでは、それはどうあるべきなのか。これもまた、別稿に譲ることとして、合わせて今後の課題としておく。

註

- i) 天理大学所蔵の「小城鍋島家本」は、現在、拙著『兵法家伝書に学ぶ』に活字として載せてある。
- ii) 『史料柳生新陰流 下』²⁾ 所収、柳生十兵衛三厳著『月之抄』にある「先段之打之事 付り打ハ二葉之心持」は宗矩の「梅檀の心持の事」を解説したものである。それによれば、せんたん（梅檀）は二葉の心持ちのことであり、この二葉とは「二葉ハ一つ、一つハ二星ナリ」と二星（太刀を持つ拳のこと）を意味する。三厳によれば、相手の太刀先をかわして太刀を持つ拳を打つこととある。
- iii) 宗矩は「神・妙二字の釈」において、「神は心の為には主人也。神が内にありて、心を外へつかふ也。此心又氣をめしつかひ、神の為に外にかけ（後略）」と述べ、心の上位概念に「神（しん）」を措定し、神→心→気といった関係性を展開している。
- iv) 尾張柳生家では「勢法」と書いて「かた」と読ませている。江戸柳生家では特に拘りはみられない。本稿では一般的な「型」で統一した。

- v) 例えば、本稿で用いた「兵法家伝書」での「九箇」の型の「捷徑」という太刀名は、十兵衛三蔵の『月之抄』では「捷徑」となり、同じく「天狗抄」の型の「善待」は「谷待」となっている²⁾。型や太刀の名称は隠語的要素もあるので、その名称の不統一を輕輕に論ずることは避けたいところである。
- vi) 慶長6（1601）年の「新陰流兵法目録事」はそれぞれの太刀の様子を描いた絵目録の体裁をとっている。また、その絵には解説が施されているが、その解説は宝永4（1707）年に松平伊勢守入道源信定が加筆したものである⁷⁾。
- vii) 諸橋轍次『大漢和辞典』によれば、躯幹とは「全體の中央に在つて上は頸となり、下は臀となる。中に臟腑を具へ、分けて頸・胸・腹の三部とする」とある。なお、生理学ではこの部分を「体幹」と呼んでいる⁶⁾。
- viii) 柳生新陰流の「心の置き所」として、例えば「西江水（せいごうすい）」や「中墨（なかずみ）」「下作」（したのづくり）「神妙劍（しんみょうけん）の座」などがある²⁾。

引用文献

- 1) 今村嘉雄『柳生一族』新人物往来社、1971年。
- 2) 今村嘉雄編『史料柳生新陰流 下』人物往来社、1967年。
- 3) 大野一英『こころの兵法』六法出版、1975年。
- 4) 加藤純一『柳生新陰流の研究』文理、2003年。
- 5) 加藤純一『兵法家伝書に学ぶ』日本武道館、2003年。
- 6) 藤田恒太郎著、寺田春水改訂『生体観察』南山堂、第4版、1982年。
- 7) 渡辺一郎校注『兵法家伝書』岩波文庫、1985年。